

3. 持続可能な生産に向けた取組



3-1. 持続可能な原材料調達の現状



○世界的なSDG s の取組が加速し、輸入原材料に係る持続可能な国際認証等が欧米の食品企業を中心に拡大する中で、2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。

現状と課題

【現状】

- 一部の大手食品企業が、国際的な認証を取得した輸入原材料の調達に取り組むことを表明。
- 令和5（2023）年度に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を取りまとめ、公表。セミナーを開催し、食品企業に広く周知。
- 令和6（2024）年度「東京都食育フェア」に出展し、持続可能性に配慮した輸入原材料調達について、先進企業の事例を紹介しつつ消費者に周知。

【課題】

- 認証取得済み原材料への切替やトレーサビリティの確保等によるコスト増加に対し、業界単位での対応等による追加コストの低減及び、消費者理解が必要。



「東京都食育フェア」@代代木公園

当面の対応

【国内の対応】

- 食品企業の人権尊重の取組を推進するため、引き続き、セミナーや研修の開催、手引きの周知に取り組む。
- サステナビリティ課題について、日本の食品企業の取組の実態等の調査に取り組む。
- サプライチェーン関係者が参画する官民連携の場を構築し、個社で対応が難しい課題に対する解決策の検討や知見の横展開等を図る。
- （2025大阪万博において、持続可能性に配慮した調達コードにパーム油のISPO、MSPO、RSPOの各認証が盛り込まれた：7月）

【原料生産国と連携した対応】

- ELPSイニシアティブの更なる活用に向け、関心企業数社と案件形成につき協議を実施し、環境や人権等の持続可能性に配慮した輸入原材料調達に取り組む企業を支援。

3-2. ビジネスと人権に関する最近の動きについて

<国連「ビジネスと人権に関する指導原則」>

- 「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組み」では、「人権を保護する国家の義務」、「**人権を尊重する企業の責任**」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されている。
- 指導原則では、企業は、人権を尊重する責任を果たすため、次のような企業方針と手続を持つべきとされている。

1 人権方針の策定

指導原則 16

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信することを求められている。



2 人権デュー・ディリジェンスの実施

指導原則 17~21

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。この一連の流れのことを「人権デュー・ディリジェンス」と呼んでいる。



3 救済メカニズムの構築

指導原則 22

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められている。



注)「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」より抜粋

<最近の国内の動き>

1. 経団連「第3回企業行動憲章に関するアンケート結果」

- R5年8月～9月に経団連が全会員企業を対象にアンケートを実施（回答企業286社）。
- 回答企業の76%が、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき取組（一部実施や実施予定を含む）を進めており、前回調査（2020年）の36%から大幅に増加。ただし、従業員499人以下の企業は「取組みに着手できていない」、「内容を理解していない」割合が多い。

2. 関係府省庁連絡会議

- 国際的な動きを踏まえて、R2年10月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画」を策定。
- R6年5月に行動計画の「3年目レビュー政府報告」が承認、行動計画の改定作業への着手が了承された。

3. 農水省の取組

- カカオ豆について、日本から協生農法に係る専門家をガーナに派遣し、生産性の向上ながら技術講習会を実施（R5.11）
- 「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」策定（R5.12）及びセミナー開催（R6.2）

<最近の海外の動き>

- EUでは、EU域内の企業等に、サステナビリティ関連のリスクと影響について情報開示を義務付ける「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」が2023年1月に施行。
- また、2024年4月に、欧州議会が、EU域内の企業等に対しサステナビリティ関連のデュー・ディリジェンスを義務付ける「企業サステナビリティデュー・ディリジェンス指令（CSDDD）」を採択。

3-3. 食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

- 令和4年9月に経済産業省を中心に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参考に、令和5年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を作成・公表。

1. 背景

- R4年3月、経済産業省において、企業による人権尊重に向けた、業種横断的ガイドライン策定のための検討会を設置。9月13日に日本政府のガイドラインとして決定。
- 食品企業から「人権対応の重要性は理解するが、何から取り組めばよいかわからない」との声を受け、特に中小企業が円滑に人権対応を進められるよう、**食品産業向けに特化した手引きを策定**することとした。

2. スケジュール

- 食品企業からの意見聴取等を踏まえ、令和5年12月に手引きを公表。
- 令和6年度はセミナーを6回実施、取組事例集を作成、4食品業界団体に「ビジネスと人権」に係るセミナーの講師を派遣した。セミナー動画・事例集はHPに掲載。
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/index.html>)
- 令和7年度も、セミナー等実施予定。

3. 手引きの構成

- 1 本手引きの経緯・目的等
- 2 なぜ人権尊重に取り組む必要があるのか
- 3 取り組む上での考え方
- 4 人権尊重の取組の全体像
 - 4-1 人権方針の策定
 - 4-2 人権デューデリジェンス
 - 負の影響の特定・評価
 - 負の影響の防止・軽減
 - 取組の実効性の評価
 - 説明・情報開示
 - 4-3 救済

参考資料

別添1 各人権に関するリスクへの取組において意識すべきポイント

別添2 作業シート

参考資料編

3-4.新事業創出・食品産業課題解決に向けた支援

【令和7年度予算概算決定額 104（60）百万円】

<対策のポイント>

海外で議論が先行する食品産業をめぐる**サステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等の解決**やフードテック等の新技術の活用による**新事業の創出**に向け、官民連携の場や協議会の運営による**課題解決策の検討**及び**知見の共有**、**実態把握の調査**や**実証の取組**の支援を行います。

<政策目標>

- 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現（100％〔令和12年度まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔令和7年まで〕、5兆円〔令和12年まで〕）
- フードテック等を活用した新たな商品・サービスの創出等

<事業の内容>

1. サステナビリティ課題解決支援事業

51（－）百万円

海外で議論が先行する食品産業をめぐる**サステナビリティ課題（環境、人権、栄養）**等について、官民が連携して**個社で対応が難しい解決策の検討**や**知見の横展開**等を図るため、以下の活動を行います。

- ①関係者が参画する官民連携の場の構築
- ②企業の取組状況等に関する調査

2. フードテック支援事業

46（50）百万円

①フードテック官民協議会の運営

フードテック関連企業、有識者、投資家、行政等が参画する**官民協議会の運営**等により、**フードテック等の新技術**について、**協調領域での課題解決**や**企業間連携・協業の促進**等を行います。

②フードテックビジネス実証事業

食品事業者等による、フードテック等を活用した**ビジネスモデルの実証**や、実証の成果の**横展開**を図るための**情報発信**等の取組を支援します。

3. 加工食品の国際標準化事業

7（9）百万円

食品添加物等の規制情報のフォローアップや、添加物の代替利用のための相談体制の整備や研修会の開催等を支援します。

<事業の流れ>

委託、補助（定額）

民間団体等（1、2①、3の事業）

定額、1/2

民間団体等

民間団体等（2②の事業）

【お問い合わせ先】

（1の事業）新事業・食品産業部企画グループ

（2の事業）

（3の事業）

新事業・国際グループ

食品製造課

（03-6744-2065）

（03-6744-7181）

（03-6744-2068）

<事業イメージ>

